

白鷹町ヤナ公園指定管理者募集要項

白鷹町は、白鷹町ヤナ公園（以下「ヤナ公園」という。）について、白鷹町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１６年条例第２号。以下「手続条例」という。）に基づき、次のとおり管理運営にあたる指定管理者（管理運営する団体）を募集します。

１．施設の名称及び所在

「白鷹町ヤナ公園」 白鷹町大字下山字前田６６１番の１外

２．施設の概要

（１）設置目的

白鷹町ヤナ公園は、最上川を媒介として、町独自の文化と産業の創造を目指し地域住民間のふれあい、都市と地域の交流及び観光等の情報発信のための各種事業を実施し、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図ることを目的に、昭和６１年に設置した公の施設です。

（２）機能

- ア ヤナ文化の普及とヤナ漁法の継承
- イ 特産物の展示及び直売
- ウ 地域特産物の研究及び開発
- エ 地域の発展に寄与する事業並びに情報の収集提供

（３）主な施設

- ・ヤナ場
- ・管理橋
- ・ヤナ監視施設：３３㎡
- ・物産交流施設（木造平屋建て）
トイレ、情報提供施設、特産品展示販売、休憩所：２２４㎡
- ・駐車場：８，３０１㎡
- ・公園広場
- ・キッチンスタジオ：１９．８㎡

３．管理基準

- （１）「漁業法」、「水産資源保護法」、「山形県漁業調整規則」等関係法令の規定に従い管理運営を行うこと。

- (2) 管理運営業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、「白鷹町個人情報保護条例」並びに同施行規則を遵守すること。

4. 業務の範囲

- (1) ヤナ文化の普及とヤナ漁法の継承に関する業務
(2) ヤナ公園の維持管理に関する業務
(3) その他町長がヤナ公園の管理上必要と認める業務
※ 別紙「管理業務仕様書」を参照ください。

5. 指定管理者の指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

6. 管理に要する経費等

予算の範囲内で支払われます。令和9年度から令和13年度までの指定期間全体の上限額は76,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）です。今回の募集における管理に要する経費等については、この金額を参考とし、年間における収支計画を作成してください。

実際に支払われる管理経費は、募集時に町が提示した額を上限とし、毎年度の協定締結時においてはじめて確定します。

また、特別な要因により燃料及び電気等の国内価格に著しい変動が生じた場合における、精算額算定等に関する取扱いについて、別途策定する「白鷹町指定管理者燃料費等精算運用基準」により、必要な事項を定める。

7. 申請資格

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、白鷹町内に事務所もしくは事業所を有する法人等であって、次の各号のいずれにも該当しない法人等とします。ただし、団体の法人格の有無は問いません。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定により指定の取消を受けたことのあ
る者

オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第 92 条の 2、
第 142 条（同項を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第
6 項の規定に抵触する者

カ 国税及び地方税を滞納している者

キ 白鷹町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規
則（以下「規則」という。）第 3 条第 1 項第 7 号（暴力団員等）に
該当する法人等

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平
成 11 年法律第 225 号）に基づく更生又は再生手続きを行って
いる法人等

（2）その他申し込みに関して必要な事項は、町長が別に定める。

8. 申請書等

指定管理者の指定の申請は、申請書に手続条例第 3 条各号に掲げる
書類及び次の添付書類を提出することにより行います。

（1）申請書（別記様式第 1 号）

（2）申請資格を有することを証明する書類

ア 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

イ 非法人にあっては、団体の代表の身分証明

ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類

エ 申請資格に関する申立書（別記様式第 2 号）

オ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交
付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申
立書（別記様式第 2 号）

（3）手続条例第 3 条第 1 号に規定する事業計画書（別記様式第 3 号）

（4）手続条例第 3 条第 2 号に規定する収支計画書（別記様式第 4 号）

（5）手続条例第 3 条第 3 号に規定する経営状況説明書類

ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既
に財産的取引活動をしている団体のみ。）

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書
類（作成しているもののみ。）

ウ 現事業年度の収支報告書及び事業計画書（既に財産的取引活動

をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。)

エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類

(6) その他町長が必要と認める書類

9. 募集要項及び申請書の配布、申請の期間

令和8年10月1日(木)から令和8年11月4日(水)まで

午前9時から午後5時まで(土日祝祭日を除く)

ただし白鷹町のホームページ (<http://www.town.shirataka.lg.jp>)
からもダウンロードすることができます。

10. 申請書の配布及び提出先

白鷹町商工観光課 観光交流係(白鷹町大字荒砥甲833番地)

電話 0238-85-6126

11. 提出方法 持参すること。

12. 質疑及び回答

(1) 質疑及び回答

質疑の要旨を簡潔にまとめ、文書で持参するか郵送、FAX、
電子メールで送付してください。

(2) 受付期間

令和8年10月1日(木)から令和8年10月19日(月)午
後5時まで

(3) 受付場所

白鷹町商工観光課 観光交流係(白鷹町大字荒砥甲833番地)

電話 0238(85) 6126 FAX 0238(85) 2128

メールアドレス shoukou@so.town.shirataka.yamagata.jp

(4) 回答

回答は、質疑の日から随時又は令和8年10月27日(火)ま
でにFAX、電子メールで回答します。なお、本町において質疑
内容が提案に関ると判断されるものについては、当該団体のみに
回答し、それ以外については応募した全団体等に回答します。

1 3．選定の方法及び基準

(1) 選定方法

ア 書類審査

白鷹町公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で書類審査を実施し選定します。

イ 面接審査

書類審査の結果、必要に応じて面接審査を実施します。

なお、面接を実施する団体等には、日時、場所、出席人数等については後日連絡します。

(2) 選定基準

選定委員会は、次の基準を基本に、公平かつ適正に審査し選定します。

ア 事業計画書の内容が、施設管理とあわせてヤナ文化を普及し、且つヤナ漁の技法を継承することを確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容がヤナ公園の効用を最大限に発揮させるとともに、管理業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基礎を有するものであること。

1 4．選定結果

応募された団体等に、令和8年11月末日までに、文書で選定結果を通知します。

1 5．指定管理者の指定

指定管理者は議会の議決を経て指定されます。町議会への提案は、令和8年12月議会を予定しています。

1 6．申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

1 7．無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格になることがあります

(1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

(2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- (4) 虚偽の内容が記載されているとき
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不当と認められるとき

18. 指定管理者の指定の取り消し等

指定管理者について次のような事態が生じた場合、指定の取消しや一部業務の停止を命じることがあります。

- (1) 管理業務等に関する町長の指示に従わないとき
- (2) 募集する際に示した選定基準を満たさなくなったとき
- (3) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理を継続させることが適当でないと認めるとき（法人等の解散、不適切な管理による施設利用の著しい低下、法令又は協定等の違反など）

19. その他

- (1) 提出された書類はお返ししません。
- (2) 提出された書類は必要に応じて複写します。但し、使用は役場内及び選定委員会での検討の際の使用に限ります。
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

問い合わせ先

〒992-0892 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833 番地

白鷹町商工観光課 観光交流係

電話 0238 (85) 6126

FAX 0238 (85) 2128

e-mail: shoukou@so.town.shirataka.yamagata.jp